

会社は組合掲示物に対する介入をやめろ！

「行政訴訟K(組合掲示物不当撤去による 支配介入事件)勝利報告集会」開催！

3月18日、東京地方裁判所で3月12日に勝利判決をかちとった裁判「東京地裁平成20年(行ウ)第101号」の勝利報告集会が開催されました。この裁判は、会社が撤去した44件の不当撤去が不当労働行為にあたることとした組合側の勝利判決です。

これまで会社は、掲示物を撤去することで労働組合の活動を妨害してきました。こうした職場での組合活動を弾圧する行為が司法の判断で不法行為であると断罪されたのです。

すでに最高裁判所で掲示物撤去に関する二つの事件の組合側勝利の決定が出ています。会社は地裁判決を受け止め、組合掲示物に対する介入をやめるべきです。集会は、主催する船出地本委員長の挨拶と来賓で鈴木本部委員長が駆けつけ激励の挨拶を頂き、多くの組合員の参加で成功裡に開催しました。



鈴木本部委員長



船出地本委員長



さらなる闘う決意を述べる高原分会長



集会アピールを読み上げる今田執行委員



参加者全員で力強く団結ガムロー！

【裏面に「集会アピール」あります】

集会アピール

3月12日、東京地方裁判所は、原告・東海旅客鉄道株式会社が、被告・中央労働委員会を相手に、行政命令の一部取消しを求めて争っていた「事件」（「東京地方裁判所平成20年（行ウ）第101号」・行政訴訟K）に対して、原告会社側の訴えを退け、中労委命令を支持する組合側勝訴の判決を言い渡した。会社が繰り返し行ってきた掲示物不当撤去による不当労働行為に再び断が下された。

この事件は、JR東海労本部と大阪第二運輸所分会が大阪府労働委員会に救済申し立てを行い「掲示物不当撤去と当時の山口分会長に対する処分が不当労働行為にあたる」と認定され中労委でも救済命令が出され、その行政命令を会社が不服として争ってきた事件である。

府労委では申し立てた53件の掲示物不当撤去の事実のうち51件を認定し、中労委は47件の認定を行った。今回の東京地裁の判決では44件の掲示撤去を不当労働行為であると認定した。当時の山口分会長への処分撤回は認められなかったものの、2025年の「リニア中央新幹線」の実現に向けて「もの言えぬ職場づくり」を推し進める葛西会長以下のJR東海経営陣が行った不法行為が社会的に断罪されたのである。

昨年2008年11月25日にも大一両分会の仲間が中心となって闘った組合掲示物に関する二つの事件（行政訴訟C、F）に対し、最高裁判所が組合勝利の判断を下している。今回の勝利判決もこの最高裁判所決定に後押しされるかたちでなされたものである。今職場では滅多なことでは会社が掲示物を剥がすことはない。この私たちが職場から闘った成果をしっかりと確認し、今後も職場で発生する諸問題について他労組組合員にも働きかけながら声を上げていこうではないか。

この間の闘いに協力して頂いた多くの関係者の皆さんに感謝を申し上げ、「蒲郡駅事件」「JR浦和電車区事件」をはじめとした「反弹圧の闘い」の完全勝利に向けて、JR総連の全国の仲間と共に反転・攻勢の闘いを職場から創造することを明らかにするものである。

2009年3月18日

JR東海労新幹線関西地本
JR東海労大阪第二運輸所分会
行政訴訟K（組合掲示物不当撤去による支配介入事件）勝利報告集会